



宮 崎 県 公 報

平成19年5月17日(木曜日) 第 1879 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(財政課) 1
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 1

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(") 2
- 歳入の徴収の事務の委託……………(新産業支援課) 2
- 道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(5件)……………(") 3
- 都市計画事業の認可……………(公園下水道課) 4

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域産業振興課) 4
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(") 5
- 宮崎県労働委員会委員の推薦手続……………(労働政策課) 6
- 肥料の登録……………(宮農支援課) 8
- 家畜商講習会の開催……………(畜産課) 8
- 土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……………(農村整備課) 9
- 土地改良区の定款変更の認可(4件)……………(") 11
- 市町村宮土地改良事業の施行の同意(2件)……………(") 12
- 市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出……………(") 12

病院局公告

- 落札者等の公告(3件)……………12

人事委員会規則

- 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………13

教育委員会訓令甲

- 宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………13

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十八号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成十九年宮崎県条例第十三号)附則第二項第三号に掲げる規定の施行期日は、平成十九年六月二十日とする。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十九号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中93を96とし、20から92までを23から95までとし、23の前に次のように加える。

- 20 探偵業届出証明書交付手数料
- 21 探偵業変更届出証明書交付手数料
- 22 探偵業届出証明書再交付手数料

第二条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。別表第一第二号442を次のように改める。

442 建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料

第三条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。別表第一第二号中505を506とし、396から504までを397から505までとし、397の前に次のように加える。

396 動力漁船建造等許可申請手数料

附 則

この規則中第一条の規定は平成十九年六月一日から、第二条の規定は同月二十日から、第三条の規定は同年七月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 475号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業 番号	事業 所 号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指 定 年月日	サー ビス の 種 類
		名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510100425		ブライトハウス住吉	宮崎県宮崎市大字島之内字伊鈴山 10243番地3	社会福祉法人清樹会	宮崎県宮崎市大字島之内字伊鈴山 10243番地3	平成19年2月1日	就労移行支援・就労継続支援B型
4522000043		グループホームえがお高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江2086番地12	特定非営利活動法人NPOきづな	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江2086番地12	平成19年2月1日	共同生活援助
4510200076		障害福祉サービス事業所 海u mi	宮崎県都城市梅北町4200番地3	特定非営利活動法人 風の道	宮崎県都城市梅北町2100番地2	平成19年3月1日	就労移行支援
		障害福祉サービス事業所 O H A N A	宮崎県都城市梅北町2100番地2			平成19年3月1日	就労継続支援B型
		障害福祉サービス事業所 パン工房 麦	宮崎県都城市梅北町2226番地1			平成19年3月1日	就労継続支援B型
4510100029		エムアール交通株式会社訪問介護事業部	宮崎県宮崎市永楽町 144	エムアール交通株式会社	宮崎県宮崎市永楽町 144	平成19年3月5日	居宅介護・重度訪問介護
4510500046		三和ケアサービスセンター	宮崎県小林市本町94番地	三和交通株式会社	宮崎県小林市本町94番地	平成19年3月6日	居宅介護・重度訪問介護

宮崎県告示第 476号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定

により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業 番号	事業 所 号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃 止 年月日	サー ビス の 種 類
		名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510100607		ヘルパーセンター まちづくり	宮崎県宮崎市橘通東 4丁目 6 -14	特定非営利活動法人宮崎福祉のまちづくり協議会	宮崎県宮崎市月見ヶ丘 1丁目 9 番 8 号	平成19年1月31日	居宅介護・重度訪問介護

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 477号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県機械技術センターに係る使用料及び手数料	財団法人宮崎県機械技術振興協会	平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米良村大字竹原字竹之尾 200番19地 先から同郡同村同大字赤保後75番 1 地先まで	旧	4.4 ~ 38.8	1220.0
				新	4.4 ~ 38.8	1220.0
					11.0 ~ 48.0	1020.0

宮崎県告示第 478号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月17日から平成19年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月17日

宮崎県告示第 479号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月17日から平成19年 5 月31日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字長畑乙 5207番 1 地	旧	10.0 ～ 41.5	434.5
			先から同市 同町字坂ノ 下乙3592番 1 地先まで	新	10.0 ～ 41.5 13.5 ～ 107.0	434.5 410.0

宮崎県告示第 480号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5月17日から平成19年 5月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡野 尻町大字東 麓字舟戸40 43番31地先 から同郡同 町同大字字 上野原4066 番 2 地先ま で	旧	8.0 ～ 17.0	260.0
				新	18.0 ～ 69.0	254.0

宮崎県告示第 481号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5月17日から平成19年 5月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	小林市大字 南西方字権 ノ木6728番 24地先から 同市同大字	旧	7.0 ～ 11.5	130.0
				新	15.0 ～ 16.0	130.0

			同字6764番 6 地先まで			
--	--	--	-------------------	--	--	--

宮崎県告示第 482号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5月17日から平成19年 5月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	小林市大字 南西方字巢 田7120番ロ 地先から同 市同大字字 立野6697番 49地先まで	旧	7.0 ～ 8.0	180.0
				新	14.0 ～ 17.0	180.0

宮崎県告示第 483号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5月17日から平成19年 5月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字竹 原字竹之尾 200番19地 先から同郡 同村同大字 字赤俣後75 番 1 地先ま で	平成19年 5月17日

宮崎県告示第 484号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5月17日から平成19年 5月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字長畑乙 5207番 1 地 先から同市 同町字坂ノ 下乙3592番 1 地先まで	平成19年 5 月21日

宮崎県告示第 485号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月17日から平成19年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡野 尻町大字東 麓字舟戸40 43番31地先 から同郡同 町同大字字 上野原4066 番 2 地先ま で	平成19年 5 月17日

宮崎県告示第 486号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月17日から平成19年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
53	県道	京町小 林線	小林市大字 南西方字榎 ノ木6728番 24地先から 同市同大字 同字6764番 6 地先まで	平成19年 5 月17日

宮崎県告示第 487号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月17日から平成19年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
53	県道	京町小 林線	小林市大字 南西方字榎 田7120番口 地先から同 市同大字字 立野6697番 49地先まで	平成19年 5 月17日

宮崎県告示第 488号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園事業 7・4・1号 天神山公園
- 3 事業施行期間
平成19年 5 月17日から平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
宮崎市谷川三丁目地内
使用の部分
宮崎市天満町、大坪東一丁目及び谷川三丁目地内

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス高鍋店
児湯郡高鍋町大字上江字下小路後 868番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

<p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年1月9日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,233㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 47台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側 21台、建物西側 18台 合計 39台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 40㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 13.5㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分～午後10時 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地南側 2箇所 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後10時</p> <p>8 届出年月日 平成19年5月8日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所 (2) 期間 平成19年5月17日から平成19年9月18日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課 (2) 期間 平成19年5月17日から平成19年9月18日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p>	<p>平成19年5月17日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 エル西都 西都市大字右松字三反田2183 外</p> <p>2 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) マルショク西都店 (変更後) エル西都 (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 小売業者名 株式会社マルショク、池田真吾 (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時 (変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 敷地内駐車場 午前9時30分～午後10時30分 敷地外駐車場 午前9時30分～午後10時30分 (変更後) 敷地内駐車場 午前6時30分～午前0時30分 敷地外駐車場 午前6時30分～午後10時</p> <p>3 変更する年月日 平成19年5月1日</p> <p>4 上記2の変更に係るもの以外の事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝 大分県大分市東春日町13番11号 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝 大分県大分市東春日町13番11号 池田真吾 西都市妻町一丁目15番地 (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,155㎡ (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 敷地内駐車場 建物西側 54台 敷地外駐車場 店舗敷地南側 57台 合計 111台 ② 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地西側（No.1）40台、建物敷地西側（No.2）36台 合計 76台 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 65.0㎡ ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内東側 19.17㎡ (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地内駐車場 西側1箇所、北側1箇所、南側1箇所 敷地外駐車場 北側1箇所 合計 4箇所 ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>
---	--

<p>午前 6 時～午後 10 時</p> <p>5 届出年月日 平成 19 年 4 月 27 日</p> <p>6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政事務所、宮崎県都城商工労働政事務所及び宮崎県延岡商工労働政事務所</p> <p>(2) 期間 平成 19 年 5 月 17 日から平成 19 年 9 月 18 日まで</p> <p>7 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課</p> <p>(2) 期間 平成 19 年 5 月 17 日から平成 19 年 9 月 18 日まで</p> <p>8 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>第 36 期宮崎県労働委員会委員の任期が平成 19 年 8 月 19 日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 19 条の 12 第 3 項及び労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により第 37 期委員を任命するので、委員の候補者を推薦しようとする使用者団体及び労働組合は、次により推薦してください。</p> <p>平成 19 年 5 月 17 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 任命する委員の数 使用者委員 5 人 労働者委員 5 人</p> <p>2 推薦できるものの資格</p> <p>(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。</p> <p>(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。</p> <p>3 推薦される候補者の資格等 労働組合法第 19 条の 12 第 6 項で準用する同法第 19 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。 なお、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 104 条、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 39 条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 6 条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。</p> <p>4 推薦する委員の候補者数 候補者の数は、制限しない。</p> <p>5 推薦期間 平成 19 年 6 月 1 日（金曜日）から平成 19 年 7 月 2 日（月曜日）まで</p>	<p>6 推薦の方法 推薦書（別記様式）に所定事項を記載し、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は商工労働政事務所に提出すること。</p>
---	---

別記様式

推 薦 書

平成 19 年 月 日

宮崎県知事 東国原 英 夫 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

第 37 期宮崎県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

(注)

- 1 委員候補者 1 人につき、履歴書 1 通を添付すること。
なお、労働者委員の候補者の履歴事項には、労働組合歴及び一般職歴を記載すること。
- 2 労働組合が推薦団体の場合には、宮崎県労働委員会の資格証明書添付すること。

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 7 条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 989号	配合肥料	有機入り配合 187	T N 1.0 T P 8.0 内 C P 7.0 T K 7.0 内 C K 6.0 内 W K 5.0 C M g 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成18年12月22日 至 平成21年12月21日
宮崎県第 990号	魚かす粉末	魚かす粉末 8-7	T N 8.0 T P 7.0		宮崎県食品残渣処理協同組合	都城市高城町有水1941番地	自 平成19年2月14日 至 平成25年2月13日
宮崎県第 991号	混合有機質肥料	大地の達人	T N 4.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	清本鐵工株式会社	延岡市土々呂町 6 丁目1633番地	自 平成19年2月21日 至 平成22年2月20日
宮崎県第 992号	魚かす粉末	9.0 魚かす粉末	T N 9.0 T P 6.0		南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成19年3月15日 至 平成25年3月14日
宮崎県第 993号	配合肥料	みどり有機配合肥料 1号	T N 5.5 T P 8.5 内 C P 8.5 T K 8.5 内 C K 8.5 内 W K 5.5 C M g 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本油脂工業株式会社	西都市大字穂北3556番地 6	自 平成19年3月19日 至 平成22年3月18日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、A N : アンモニア性窒素、N N : 硝酸性窒素、T P : リン酸全量、C P : く溶性りん酸、S P : 可溶性りん酸、W P : 水溶性りん酸、T K : 加里全量、C K : く溶性加里、W K : 水溶性加里、A L : アルカリ分、S S i : 可溶性けい酸、S M g : 可溶性苦土、C M g : く溶性苦土、W M g : 水溶性苦土、C M n : く溶性マンガン、W M n : 水溶性マンガン、C B : く溶性ほう素、W B : 水溶性ほう素

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成19年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成19年 5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

開催月日	場 所	時 間
平成19年	宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号	受付 午前 8 時 30 分 から

8 月 1 日 及び 2 日	宮崎県企業局 1 階ホール	講習 午前 9 時から 午後 5 時まで
-------------------	---------------	-------------------------

2 講習科目及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

3 講習を受けることができる者

今後、家畜の取引業務を営もうとする者（資格のいかんを問わ

ない。)

4 受講の手続

講習を受けようとする者は、家畜商講習会申込書に額面金額3,300円の宮崎県収入証紙(消印しないもの)と写真をはり、平成19年7月10日までに最寄りの農林振興局(西臼杵支庁管内にあっては西臼杵支庁)に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産課(電話0985(26)7139)、西臼杵支庁又は農林振興局に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宮崎市南部土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理事長	久 島 時 夫	宮崎市大字熊野2577番地
副理事長	米 良 昇	宮崎市大字郡司分乙 893番地 1
理 事	野 崎 義 則	宮崎市大字本郷北方3252番地
理 事	岩 切 秀 夫	宮崎市大字熊野1399番地
理 事	湯 浅 幸 雄	宮崎市大字赤江 493番地
理 事	湯 地 由 幸	宮崎市大字本郷南方 348番地
理 事	福 原 藤 正	宮崎市大字加江田3346番地
理 事	金 丸 輝 雄	宮崎市大字熊野1376番地 8
理 事	川 越 義 繼	宮崎市大字本郷南方2668番地
理 事	川 添 秋 義	宮崎市大字熊野7065番地
理 事	佐 藤 律	宮崎市大字熊野 10392番地
理 事	正 手 博	宮崎市大字郡司分甲1981番地
理 事	湯 地 貞 幹	宮崎市大字郡司分甲 321番地 2
総括監事	荒 川 常 夫	宮崎市大字加江田3623番地イ
監 事	太 田 和 廣	宮崎市大字本郷北方3734番地 1
監 事	川 添 一 博	宮崎市大字熊野 10358番地

(任期：平成21年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	久 島 時 夫	宮崎市大字熊野2577番地
理 事	米 良 昇	宮崎市大字郡司分乙 893番地 1
理 事	園 田 勝 則	宮崎市大字加江田3361番地
理 事	鬼 束 政 成	宮崎市大字郡司分丙9576番地 1
理 事	湯 地 貞 幹	宮崎市大字郡司分甲 321番地 2
理 事	長 友 孝 行	宮崎市大字加江田4509番地
理 事	湯 地 正 宣	宮崎市大字本郷南方3221番地
理 事	日 高 春 吉	宮崎市大字田吉1302番地 1
理 事	岩 切 秀 夫	宮崎市大字熊野1399番地
理 事	川 越 福 一	宮崎市大字本郷南方2691番地
理 事	川 添 義 博	宮崎市大字熊野 10991番地
理 事	正 手 博	宮崎市大字郡司分甲1981番地
理 事	佐 藤 忠 信	宮崎市大字熊野 10425番地 2
監 事	日 高 光	宮崎市大字田吉 181番地
監 事	谷 口 明	宮崎市大字加江田3623番地
監 事	川 添 一 博	宮崎市大字熊野 10358番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大五郎土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	吹 上 正 治	都城市丸谷町 533-3
理 事	鳥 越 俊二郎	都城市丸谷町3148-1
理 事	鳥 越 夏 男	都城市丸谷町3870-1
理 事	近 間 勇	都城市丸谷町1726-25
理 事	中 西 勲	都城市丸谷町 323

理 事	市 齒 義 春	都城市丸谷町 953
理 事	西ヶ野 秀 美	都城市野々美谷町2617- 3
理 事	大 田 久 美	都城市野々美谷町2424
理 事	百 原 幸 雄	都城市山田町山田4589
理 事	園 田 三 雄	都城市山田町中霧島2507
理 事	乙 守 利 満	都城市山田町中霧島3589- 1
理 事	畑 中 定 雄	都城市山田町中霧島3326- 1
監 事	金 丸 重 明	都城市丸谷町 221- 3
監 事	羽 島 幸 雄	都城市丸谷町1715
監 事	常 盤 満寿雄	雄都城市山田町中霧島2455- 2

(任期：平成23年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	野 崎 正 明	都城市丸谷町1704
理 事	金 丸 重 明	都城市丸谷町 221- 3
理 事	藤 岡 省 三	都城市丸谷町1228- 1
理 事	田 中 一 二 三	都城市丸谷町3820- 2
理 事	畑 中 利 夫	都城市丸谷町4018
理 事	新 西 正 英	都城市丸谷町 384- 1
理 事	寺 師 孝 一	都城市野々美谷町2641- 4
理 事	大 田 久 美	都城市野々美谷町2424
理 事	稲 森 篤 雄	都城市山田町山田9755- 88
理 事	園 田 三 雄	都城市山田町中霧島2507
理 事	乙 守 利 満	都城市山田町中霧島3589- 1
理 事	畑 中 定 雄	都城市山田町中霧島3326- 1
監 事	杉 山 茂	都城市丸谷町3852
監 事	吹 上 正 治	都城市丸谷町 533- 3

監 事	常 盤 満寿雄	都城市山田町中霧島2455- 2
-----	---------	------------------

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区 (都城市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 崎 教 美	都城市高木町4347番地
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地 2
監 事	野 村 俊 広	都城市高木町4230番地 3

(任期：平成22年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	外 戸 保 元 重	都城市高木町4792番地
理 事	西 森 徳 夫	都城市高木町4341番地
監 事	押 川 英 雄	都城市太郎坊町4290番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、森田土地改良区 (都城市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	日 高 康 彦	都城市野々美谷町3035番地 1
理 事	竹之下 信 雄	都城市野々美谷町2953番地 3
理 事	椎 屋 昭 人	都城市野々美谷町 318番地 3
理 事	松 原 秋 一	都城市野々美谷町3434番地 2
理 事	日 高 房 雄	都城市野々美谷町1522番地
理 事	加 藤 武 光	都城市野々美谷町 923番地

(任期：平成23年 4 月 1 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	竹 迫 文 夫	都城市野々美谷町3373番地
理 事	永 山 辰 美	都城市野々美谷町2964番地
理 事	福 田 長 命	都城市野々美谷町3013番地 1
理 事	盛 田 正	城市野々美谷町3478番地イ
理 事	小 野 勝 美	都城市野々美谷町1540番地 2
理 事	中 村 幸 雄	都城市野々美谷町 744番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
沖水川筋土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次の
とおり届出があった。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	平 田 敏 夫	都城市金田町2612番地
理 事	八ヶ代 富貴男	都城市郡元 4 丁目 4 番地16号
理 事	立 野 国 寿	都城市乙房町 133番地 2
理 事	長 友 留 男	都城市祝吉 3 丁目22番地17号
理 事	西 貞 昭	都城市下川東 3 丁目14番地 8号
理 事	石 川 武 郎	都城市下川東 3 丁目 3 番地12号
理 事	黒 木 守 継	都城市郡元町2729番地
理 事	白 浜 砂 雄	都城市郡元 4 丁目21番地 1号
理 事	松 田 鶴 生	都城市吉尾町6164番地
理 事	池 江 勉	都城市金田町1901番地 2
理 事	古 市 忠 二	都城市金田町1053番地
理 事	堤 次 男	都城市金田町2440番地
監 事	植 村 和 光	都城市郡元町2696番地 1
監 事	黒 木 兼 義	都城市乙房町 438番地 2
監 事	本 田 忠 一	都城市金田町2367番地

(任期：平成23年4月15日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	平 田 敏 夫	都城市金田町2612番地
理 事	八ヶ代 富貴男	都城市郡元 4 丁目 4 番地16号
理 事	立 野 国 寿	都城市乙房町 133番地 2
理 事	長 友 留 男	都城市祝吉 3 丁目22番地17号
理 事	西 貞 昭	都城市下川東 3 丁目14番地 8号
理 事	石 川 武 郎	都城市下川東 3 丁目 3 番地12号
理 事	児 玉 武 彦	都城市神之山町1928番地 2
理 事	白 浜 砂 雄	都城市郡元 4 丁目21番地 1号
理 事	松 田 鶴 生	都城市吉尾町6164番地
理 事	椎 屋 次 盛	都城市金田町2130番地 2
理 事	古 市 忠 二	都城市金田町1053番地
理 事	富 岡 正 平	都城市下川東 4 丁目12番地 1号
監 事	植 村 和 光	都城市郡元町2696番地 1
監 事	黒 木 兼 義	都城市乙房町 438番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から平成19年4月4日付けで申請
のあった定款の変更を認可した。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
古城土地改良区（宮崎市）から平成19年4月4日付けで申請のあ
った定款の変更を認可した。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
宮崎市生目土地改良区（宮崎市）から平成19年4月4日付けで申請
のあった定款の変更を認可した。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、

宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から平成19年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、都城市が行う土地改良事業（馬渡地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、高千穂町が行う土地改良事業（烏岳・有富地区、元気な地域づくり交付金）の施行に同意した。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成19年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
国富町	国富町	太 原	国富町	基盤整備促進事業	平成16年2月16日
宮崎市	宮崎市	高野原	宮崎市	基盤整備促進事業	平成15年12月15日
宮崎市	宮崎市	正蓮寺	宮崎市	基盤整備促進事業	平成12年3月15日
宮崎市	宮崎市	平 松	宮崎市	基盤整備促進事業	平成15年1月10日
国富町	国富町	金 留	国富町	基盤整備促進事業	平成18年3月15日
国富町	国富町	永 田	国富町	基盤整備促進事業	平成19年2月28日
宮崎市	宮崎市	郡司分中	宮崎市	基盤整備促進事業	平成18年3月27日
宮崎市	宮崎市	古城上	宮崎市	基盤整備促進事業	平成19年3月30日
国富町	国富町	下本庄	国富町	基盤整備促進事業	平成19年3月16日

国富町	国富町	上 床	国富町	基盤整備促進事業	平成15年10月15日
宮崎市	宮崎市	二ッ立・原	宮崎市	基盤整備促進事業	平成16年11月5日
国富町	国富町	若 宮	国富町	基盤整備促進事業	平成19年3月16日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年5月17日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 落札に係る調達件名
県立宮崎病院で使用する電気
- 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号
- 落札者を決定した日
平成19年3月13日
- 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 落札金額
116,396,658円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成19年1月29日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年5月17日

県立延岡病院長職務代理者 副院長 窪 田 悦 二

- 落札に係る調達件名
県立延岡病院で使用する電気
- 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路二丁目1番地10
- 落札者を決定した日
平成19年3月13日
- 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 落札金額
146,127,784円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成19年1月29日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年5月17日

県立日南病院長 脇 坂 信一郎

- 落札に係る調達件名
県立日南病院で使用する電気
- 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院医事課財務担当 日南市木山一丁目9番5号

- 3 落札者を決定した日
平成19年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
107,827,848円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成19年1月29日

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年宮崎県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表条例第二条第一項第一号に該当する団体の項中

財団法人宮崎県栽培漁業協会	を
財団法人宮崎県水産振興協会	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月二日から適用する。

教育委員会訓令甲

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年五月十七日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会訓令甲第一号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関(県立学校を除く。)

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程(昭和六十二年宮崎県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。